

令和4年1月28日

保護者 様

神埼市教育委員会
教育長 末次 利明
神埼市立千代田東部小学校
校長 五反田 康子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について（依頼）

大寒の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神埼市および本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

県内では新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、27日からまん延防止等重点措置が適用されました。また、陽性者や濃厚接触者の急増を受け、佐賀中部保健福祉事務所において業務がひっ迫する状況となっています。

そのため、濃厚接触者への対応が従来とは異なるものになっています。そこで、ご家庭においては、下記のようにご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者への対応の変化について

現在、新型コロナウイルス症の感染拡大により佐賀中部保健福祉事務所では濃厚接触者の特定後、次のような対応が行われるケースが報告されています。

- ・ **検査を行わずに** 10 日間の自粛期間を設け、その間に症状が見られれば PCR 検査等を行う。
- ・ 10 日間の自粛期間中に症状がなければ、自粛期間が解除される。

今までは、濃厚接触者に PCR 検査が行われ、陰性が確認できれば同居家族は登校したり、出勤したりすることができていました。しかし、現在は上記の対応となっているため、濃厚接触者が陽性なのか陰性なのかが分からず、濃厚接触者の同居家族への対応が難しくなるという状況になっています。

2 神埼市の対応について・・・変更点

そこで、**神埼市内の小・中学校においては、「同居家族が濃厚接触者となり、保健所の指示により PCR 検査を受けずに自宅待機のみとなった場合」**には、次のとおり対応します。

① 濃厚接触者となった市内の小中学校に通う児童生徒は、自宅待機を命じられた場合、その児童生徒は保健所から指定された期間、登校は控え、体調管理を行う。

② 濃厚接触者と同居している市内の小中学校に通う児童生徒は、濃厚接触者と確定された次の日から 3 日間の体調管理を行い、その間に症状がなければ、4 日目からは登校できる。
(3 日間については出停として取り扱う)

その際、登校に対して不安がある場合、児童生徒に対しては、神埼市が配布している「**抗原検査キット**」を活用することもできる。

③ 濃厚接触者と同居している市内の小中学校に通う児童生徒は、濃厚接触者と確定された次の日から 3 日間の体調管理を行い、その間に 症状があれば医療機関を受診し、関係機関の指示を受ける。

また、陰性が確認された場合でも、関係機関の指示を受け、登校する。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。